

昭和三十四年三月十九日(木曜日)

午後一時二十五分開議

出席委員

櫻内 義雄君

理事岩本 信行君 理事宇都宮徳馬君

理事床次 徳二君 理事戸叶 里子君

理事松本 七郎君

菊池 義郎君 北澤 直吉君

小林 綱治君 椎熊 三郎君

千葉 三郎君 野田 武夫君

福家 俊一君 森下 國雄君

帆足 計君

出席政府委員

法制局参事官 亀岡 康夫君

(第一部長) 外務政務次官 竹内 俊吉君

外務事務官 内田 藤雄君

(大臣官房長) 委員外の出席者

外務審議官 小田部謙一君

外務事務官 高野 藤吉君

(経済局長) 外務参事官 藤崎 萬里君

大蔵技官 柴崎 芳博君

(主税局税関部 関税考査管理官) 関税考査管理 柴崎 芳博君

専門員 佐藤 敏人君

本日の会議に付した案件

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)

関税及び貿易に関する一般協定の新第三表(ブラジルの譲許表)の作成のための交渉に関する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第六号)

日本国とカンボディアとの間の経済及び技術協力協定の締結について承認を求めるの件(条約第七号)

日本国とニューギニア連邦人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件(条約第八号)

○櫻内委員長 これより会議を開きます。

外務省設置法の一部を改正する法律案、関税及び貿易に関する一般協定の新第三表(ブラジルの譲許表)の作成のための交渉に関する議定書の締結について承認を求めるの件、日本国とカンボディアとの間の経済及び技術協力協定の締結について承認を求めるの件、日本国とニューギニア連邦人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件、及び所得に對する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の締結について承認を求めるの件の各件を一括議題とし、質疑を行います。戸叶里子君。

○戸叶委員 ガットの三十五条の適用をするために、日本もいろいろと貿易上において損をするような場合が多いわけでごさいますけれども、この適用を排除するための根本的な政策として、何か今の日本政府はお持ちでございませうか、この点を伺いたいと思ひます。

○高野説明員 日本がガット加入の

きに三十五条を援用している国は、イギリス、フランス初め十四カ国ございませう。一九五五年に加入いたしました。その後インド及びブラジルとは交渉の結果、この援用を撤回したわけでございますが、まだ十四カ国と申しましては、ガリーナとマラヤがその後独立しまして加入いたしました。イギリス連邦の關係上、イギリスの政策に従ひまして、まだ三十五条援用を撤回いたしてございませぬので、十四カ国でございます。わが方といたしましては、外務省といたしましてこの撤回のためいろいろ相手国と公式、非公式に話を続け、ことに向う側は日本の商品が、いろいろ不正、不当な競争などをして急激にふえることをおそれておりますので、政府といたしましては相手側の心配ができるだけないように、国内的にも措置をいたし、また相手の誤解の面もございませぬから、その点も時宜に触れて交渉いたしました。できるだけ早くこのガット援用の撤回を逐次なくしていくように努力いたしてはいる次第でございます。

○戸叶委員 今の御答弁でございませうけれども、イギリスとの間ではたいぶ長い間、この援用の撤回のために話し合いをされておられると思ひます。ことにイギリスに關係のある国々との三十五条の適用ということが、長い間問題になっておられるようにございませうけれども、今までの話し合いのような形で、近いうちにこの援用の撤回ができるというふうな見通しがおありになるので

しよるか、ないのでしよるか。

○高野説明員 なかなかむずかしい問題でありまして、いろいろやっておりますが、これは現在通商航海条約も……これはちょっと速記をやめていただきたい。

○櫻内委員長 ちょっと速記をやめて。

(速記中止)

○櫻内委員長 速記を始めて。

○高野説明員 このように何らかの關係におきましてガットを撤回できません。だんだんこれを撤回していくのじやないかと考えておられる次第でございます。

○戸叶委員 今のような形で御努力をされておられるわけでございますけれども、イギリス以外に、やはり同じように、ガット三十五条の援用を撤回するために非常にむずかしい国はどこございませうか。

○高野説明員 フランス、オーストリアがおもな国だと思ひます。

○戸叶委員 フランス、オーストリアとも、今のイギリスと同じような形で、撤回を考えておられるのでしよるか。どうでしよるか。

○高野説明員 オーストリアにつきましては、先ごろ向うの總理が来られまして、その件につきましても懇談いたしまして、締結品の規制等につきましても、いろいろ相互に話し合いができれば、だんだんそういうふうな機運に向っていくのじやないかと思ひます。それからフランスとも、そういう

う形のできるだけ撤回をしていきたいと思ひます。それからその以外に、オーストリア、ニュージーランドにつきましては、オーストリアにつきましては、一昨年の七月、ニュージーランドは昨年の九月、わが方と通商協定がございまして、今後大体三年のうち、この問題について好意的に考慮しようという話し合いもできておるのであります。

○戸叶委員 欧州共同市場というふうなものがございます。そこでの税金の特典、何と申しますか、免税の特典といひますか、そういう形のものからいひますか、そうならないかと思ひます。日本は、この品物の締め出しというふうなことが考えられやしないかと思ひますが、これに對して、日本は何らかの処置を考えておられるかどうか、伺いたしたいと思ひます。

○高野説明員 この点につきましては、ガットを通じて、いろいろ日本の希望も申し出ておられますし、またこの点につきましては関税交渉をいたしたと考えておられます。

○戸叶委員 関税交渉をするというのも一つの手段でしよるけれども、欧州共同市場というふうなものによつて——しかもガットの援用が撤回されていない国といひますか、そうならないかと、二重に日本が不利になるようなことがありはしないでしよるか。

○高野説明員 御懸念の点は、確かに

われわれも心配しているわけですが、それを、できるだけガットの改善及び相互的な話し合いによって解除していきたくて考えております。

○戸叶委員 今のような御答弁では、大体解除したいという希望だといふことで、大して私も望みが持てないよう思うのですけれども、これ以上質問しても同じことだと思ひますから、私はやめます。

○櫻内委員長 松本七郎君。

○松本(七)委員 ブラジルとの間の通商関係がたいぶむずかしい事態に直面しておられることを聞いておるので、特に清算取引を現金方式に改める問題を中心に、最近の事情を少し御説明願いたい。

○高野説明員 昨年、ブラジルとは清算協定を廃止いたしました。現金ペーシの貿易取りきめをやりましたので、その後の事情によりまして、ブラジルからの買付物資が、一つは向うの国内状況及び回りの状況によりまして、こちらが買うものは、今のところあまり大量に買得るものは少いので、ちょっとブラジルに進出している企業について不便を感じている次第でございます。今、通産、大蔵、外務といろいろ相談いたしまして、できるだけ向うから至急物を買う、ある程度割高でも買うという努力をいたしておる次第でございます。

○松本(七)委員 この行き詰まりの打開策はほかに何かないのですか。ただできるだけ無理して物を買うというだけで、ほかに手はないものかどうか。

○高野説明員 一つはクレジットを考へられるわけでございます。これは主として大蔵関係になるわけでございます。

すが、これによってある程度資金繰りをするというのが一つの方法かと存じますので、各省ともこの面も現在協議中でございます。

○松本(七)委員 せっかくブラジルがガット三十五条の適用を撤回しようと言ふし、ガットの譲許表を設定してみても、今日のような事態になったのではその効果がないだろうと思ひます。やはり貿易の拡大の役に立つような方策というものが並行して、もつと積極的に行ななければ、せっかくの三十五条撤回も無意味だろうと思ひます。もう少し積極的な対策というものを至急打ち立てられる意向はないものかどうか。

それからブラジルとの輸出入額及び品目と、特に焦げつきのおそれはないかという点を少し具体的に御説明願いたいと思ひます。

○竹内(俊)政府委員 ブラジルとの通商問題から、今お述べになつたような事態が起きておられますので、中米米公館長会議におきましてもこの問題が重要な問題として、まる一日かけて討議されたわけでありまして、今事務局がお答えいたしました通り、この問題を処理するために関係各省とたたいま相談中であります。原則としては、オーブン・アカウントを廃止するという行き方は私は妥当なものだと思ひますけれども、当面の貿易の問題について考へてみるといふと、多少の無理があつたのではないかと、今今痛感いたしておるわけでありまして、そういう考へ方に立つて、この問題の処理については、あるいは借付供与がいろいろか、今お話のあつたような、ブラジルからなるだけ多く物を買うという方針

で通産省とも打ち合せて、どういふ具體的の方策を立てるかという点について、今せっかく協議中でございます。あとこの数字のことは事務局当局からお答えをいたします。

○高野説明員 補足的に御説明申し上げますと、焦げつきの心配はないかという御質問でございましたが、短期的に見ますればそういう心配があるかも知存じませんが、長い目で見ますと、ブラジルは非常にポテンシャルティが多量と、こころでございますし、こちらは綿花とかいろいろ買ふものがございまして、御質問のような心配は長期的にはない。かたがたあそこには四十万の邦人も行つておられますので、企業進出も南米で一番でございますから、今後貿易関係、経済関係はますます密接になってくるというふうな有望なところでございます。

○松本(七)委員 先ほど、できるだけたくさん買ふということを言われたのですが、焦げつきの問題も短期にはそういう心配があつても長期的にはその心配はない、そうすると長期の買付計画というふうなものは立てられていのかどうか。

○高野説明員 現在のところ通産省及び業界におきまして、長い五年ないし十年というふうな具体的な買付計画というものはございせんが、しかし長い目で見て先行き物を買える、また買うべきだというふうな感じは私ども持っております次第であります。

○松本(七)委員 先行きは物を買えるという保証、根拠はどういうところから出てくるのですか。現状から考へまして、こういう事態になつて、先の見通しが何もないものはないので、それが

がこういう事態になつたからこそ無理してでもできるだけよい買わなければならぬという事態に直面しているわけですから、それが先にならば今の事態が何によつて緩和されるのか、その具體的な根拠というものがなければ、ただ年を経ればよくなるでは、さつぱり説明にはならないと思ひます。

○高野説明員 ひとつもな御質問でございますが、現在ブラジルはインフレがございまして、物価がある程度割高になつておりますが、これが国内の経済開発を進めばだんだん経済市場が安定いたしますし、かたがた国内開発が進めば鉄鉱石あたりも買えるようになるし、そのほか原綿、砂糖もコンスタントに出るようになるんじゃないかと考へておる次第でございます。

○松本(七)委員 その開発計画というのはどういふふうになつていのか。

○高野説明員 現在五カ年計画は来年六十年度で大体完成いたしました。順調に進んでおる次第でございます。

○松本(七)委員 その五カ年計画の資金は、ブラジルの国内資本と外国資金と比率はどうなんですか。

○高野説明員 大体半々くらいと考へております。

○松本(七)委員 それは借付ですか、それから外国はどこが主力になつていられるでしょうか。

かなか事態は困難じゃないかと思ひますが、これをやっている切りがなから先に進みますが、この説明書によりまして、ブラジルは日本に対して十四品目を譲許しているわけですが、日本は同国にわずかに二品目、品目数から見ますとまことに不均衡のように見られるのですが、ブラジルはこれに對して難色はなかつたのですか。

○高野説明員 今回はもちろんブラジルと交渉の結果、お互いに満足した結果、向うは十四品目を譲許し、わが方はブラジルに対しては二品目でございますが、しかし金額からいへばブラジルからの輸入額は両方で百九十八万ドルになつております。それから向うはわが方からの輸入額は二百六十三万ドルになつて、大体見合ふよう、品目数においてははちょっと違ひますが、金額においては大体とんとんになつております。

○松本(七)委員 ブラジル側ではこの点は難色はなかつたのですか。

○高野説明員 さようでございます。

○松本(七)委員 従量税方式と従価税方式というものがいわれておるので、どういふところでしようか。

○柴崎説明員 私からお答えをいたします。従量税方式でございますと、商品の数量によつて課税いたしますから、一々税関におきまして課税価格を決定するより手数が省けるというところでございます。それから一番大きな点は、従量税方式でございますと、インフレのように通貨の価値の変動のあつた場合には、ほとんどそれが担税力が低くなつてしまふ。それを従価税方式でございますと、価格に依つた一定の税率

を確保できるという点が一番大きな点でございます。それからもう一つは、さつき申しました課税上の技術の点、しかしながらおのずからそこには品目によりまして従量税方式と従価税方式が限定されます。商品が大量貨物であり品質の差のないものにつきまして、たとえば穀類のように品質に大差のないものにつきましては従量税方式がとれますけれども、たとえば万年筆のごとく安い万年筆もあれば高い万年筆もある、そういうものを一本幾らというふうな価格でもって課税いたしますと、非常にアンバランスを生ずるといふことになると思います。それが大体おなじ点でございますが、それによりまして業者の方の側から見ますと、従量税方式によりまして価格の変動がどうあるとも一定の税額を払うことになりまして、従って業者は税金が幾らであるかということもいつも採算の中に入れておけることができる、そうして国内において需要が逼迫して輸入したいというふうなときには外国でも品物が不足になりますから高くなる、その場合に従量税方式でいきますと、いつもその場合は買いやすくなるというふうなことがおなじ特徴であります。

政策というか、そういうものは別に考えられておらないのでしょうか。
○小田部説明員 その点は日系の商社の中にも今すぐ困るものもなく、あるいはほかのものを作ったりあるいは現地の材料で間に合わせておるものもございしますが、とにかくなるだけ早くしなければならぬということでございます。ところがこの日系の商社のみに関しまして、何らかの方策をとるといふことで、たとえばドルを日系の商社に特にこちらから送金いたしまして、その金で日本から材料品を買おうとか、その他の方法をブラジル側と交渉してやってみましたのですけれども、今までのところはそのどの方法もブラジル側の為替管理法とかなんとかにひっかかってだめでございまして、特別に日系の商社のみにするという方策が今のところほとんど困難なものでございます。そこで今高野次長の申されましたように、これを全般的問題と扱ひまして、通商貿易一般の問題といたしましてやるという方式をとらざるを得ないわけでございます。向うにはAGIOという制度がございまして、日本から受け取った額を競売するわけでございます。これがある程度にとどまらない場合は競売を開始しないという制度になっておる、そういう次第でございます。

○松本(七)委員 救済のための特別の貸付はできないのですか。
○小田部説明員 貸付すると申しましたも、一応ドルなりポンドなりをその会社に貸し付けまして、それで日本から材料を仕入れるという形式をとらなければいけないわけなんでございまして、ところが、日本が貸し付けました

金は、そのAGIOの中に繰り入れないという為替管理法の組織になっておりまして、そのために、半場経済局長も南米の公館長会議に行かれたとき、その方法を試みられたのであります。それでも向うの為替管理法上だめで、向うとしては一般の貿易をふやして、その中で一般的なAGIO、つまり対日為替の競売制度の更改をやりたいという主張をとっておるのであります。今のところむずかしいのではないかと、そう思われている次第でございます。

○松本(七)委員 これは日本に対するばかりでなく、外国には全部そういうやり方でしょうか。最近特に日本に対して不信感が強くなっているということとなんです、日本に対してのみそういう厳格な態度をとっておるのじゃないでしょうか。
○高野説明員 対日AGIOというのは、日本だけに關する制度でございます。ほかに対してはございません。

○松本(七)委員 この砂糖の買付問題とか、あるいは船舶の建造の問題等が相当不信をブラジルに植え付けているんじゃないか、もう少しブラジルに対してこういう不信感を払拭するようない誠意を持った対策を政府も考えないと、このまま放置しておくと、将来はだんだん中南米一般に対して不信感が強くなるんじゃないかという点を非常に心配しているわけなんです。この点、将来の見通しはどうでしょうか。こういう対策をもつてすれば、必ずこの不信感を取り除けるという確信はありますか。
○高野説明員 現在問題になっておりますのはブラジルだけでございまして、去年協定がございまして、この運

營が日本ばかりになってきていることは、先ほども申し上げましたように、ブラジルの国内の経済的な事情によりまして、ちよつと中断という格好になっております。この急場をしのげば、今後はいまやまよっていきける。それからほかの国には不信感、そういうものはございませぬので、この数カ月のうちに問題が解決すれば、今後はそういう問題が再び繰り返されることはない、このように考えております。

○松本(七)委員 ガットそのものは至急あれしいと思うのですけれども、ブラジルの関係ばかりではなしに、すべての経済関係でそういう問題のあるような国はたくさんあると思うのです。今後特に国際競争の激しくなってくる、しかも欧州の通貨の交換性が回復すると、これによってまた競争が激化するというふうな事態になれば、よほどしつかりした対策をとっていかなければ立ちおくれるだろうと思ふのです。そういう意味で、今度の設置法のことにも関係してくるのです。対外経済協力ということについては、もう少し積極的な方策を打ち出さなければ、ただ機構だけ変えたんでは、これはとても追いつかないと思ふのです。この前から経済協力については、一体どういふ懸念と総合的な対策があるかというのを御質問しているわけなんです。これは直接の担当者は、今のところ設置法に關する限りは内田さんだろふと思うのですが、政務次官なり内田さんから、そういう方々の国々から買つておる不信感が増大しようと思ふ内容のある対策を打ち出そうとき

れておるのか、もう少し説明していただきたいと思ひます。
○内田政府委員 確かに私どももただいま松本委員のおっしゃいましたような懸念を持っております。たまたま昨日あたりから開いております公館長会議に來ておる人のいろいろな話を聞きまして、やはり中共あたりの経済進出というものに対抗するために、もう少し日本が相手の立場、ことに外貨が非常に不足しているとか、あるいは売るべきものが非常に限られておる国々を相手にしなければならぬわけでありまして、そういうものを相手にする場合に、ただ今までのような貿易方式だけで諸外国との競争に太刀打ちできるかということ、確かにわれわれも問題だと思つております。ただ、先ほど申し上げました機構の問題を結びつけになりましたが、われわれも、今度の経済協力の予算の内容というものは、われわれの理想としておるところから申せば非常に貧弱なものである、そのものも定員増はわずか四名というふうなことでございまして、現在あります外務省の人員等を使ってやりますから、本格的な立場から見ますと、いかに一時しのぎのような格好になつておるといふことをわれわれ自身も認めざるを得ないのでございまして。しかし、今度の予算の内容等と勘案いたしますと、差しあたり大規模な経済協力を設置するほどの中身はまだございませぬし、とりあえずは、はなはだ貧弱ではございますが、一応機構を変えまして、現在外務省の各局でやっておりますものを統合いたしまして、また、窓口を一本化することによつて、関係

の、たとえば通産省とか大蔵省あるいは建設省との連絡にも便宜な措置をいたしまして、そこからまずスタートとして、細々ではございますが充足したいという程度の考え方でいる次第であります。

○松本(七)委員 次は、カンボジアの問題ですが、キリロム高原の都市建設が経済協力の一環として計画されたという事ですが、この計画はその後どうなっておりますか。

○竹内(俊)政府委員 ただいまお尋ねの件は、カンボジアの方からこの計画を変更して一放棄したと申しますか、変更してきて今御審議を願っているものに変えたという事情であります。

○松本(七)委員 そうすると、このキリロムの建設計画そのものをやめたのですか。

○竹内(俊)政府委員 向うから、この関連においてはやめますということに申し入れがあったわけでありまして、

○松本(七)委員 一時五万人の移民ということをしきりに言われて、外務省からも調査団が派遣されたりしておられたのですが、相当具体的に話が進められたように私どもは聞いておいたのですが、その後どうなっておりますか。

○小田部説明員 私は、移民の方を直接やっておりますけれども、その話が一時ありましたけれども、東南アジアの移民関係とその他の中南米なんかの移民というふうなものいろいろ考えまして、つまり、どれだけの人間を出すのにどれだけのコストがかかるというふうな事と、それから、こういう中に一緒に立って働くというふうな

問題も起りやすいというふうなことがございまして、その計画は今のところ一時見送られております。

○松本(七)委員 そうすると、カンボジアは、受け入れ態勢その他から結局適当でないという結論ですか。

○小田部説明員 今のところは一応出ない、そう考えました。

○松本(七)委員 カンボジアはどういうふうな受け取っておるのですか。あの当時カンボジア側は非常に積極的で、期待しておったのですが。

○小田部説明員 その問題は、前に御質問のありましたキリロム都市建設計画のときとほとんど同時に起った問題でございますが、その後向う側でもこの問題をドロップいたしました。

○戸叶委員 関連して、この前カンボジアの移民の問題が出ましたときは、カンボジア政府の方で主として望んで

いるのは日本の方の農業技術を持った若い人が来て、なるべく向うの方へ移住して住みついてもらいたいというふうな希望を持っての移民であったという事を当時の移住局長が説明されたことを私は覚えておるわけでございます。そこで、今この協定に盛り込まれております農業技術の援助というふうなものはどういふ形においてなされるかを伺いたいと思っております。

○小田部説明員 実はその問題に關しましては、一九五六年にキリロム市の都市計画は一応将来に残して、さしあたって、日本の援助をカンボジアの農業整備の改善、なかんずく農耕機具の普及に向けた旨を回答して参りましたもので、と申しますのは、最初の経済協力の問題が起りましたから、先方の方ではいろいろ政局も変りまして、

向うの方の意思決定がおくれたわけがございまして。それで、現在のところはカンボジアの方とは、一応この協定ができたならば、農業技術のどういふふうなセンターをそこに設置するかという事を相談することになっております。

○小田部説明員 今までの協定が、私たちが地区模範農場を四カ所設ける、それからその中にはカンボジアの農業に対する調査、農業改良のための技術指導、農業技術者の養成、農機具使用に關する技術指導及び試験研究、診療者による巡回医療というふうなことを一応考えております。しかし、これは本協定自体を、議会の御承認を得ましたならば、現在細目協定交渉中でございますが、その細目協定をやりましてあとで、カンボジア側と詳細に、どこにどういふふうな計画でやるかという事を打ち合せすることになっております。

○戸叶委員 そうしますと、前にカンボジアが望んでおりましたような役割による援助というよりも、むしろ機械なり施設なりを作ると、それに付随した人を送るといふふうな程度であつて、技術を持った人を相当送るといふふうな前のカンボジアの要求というものは、変ってきたわけがございましてうか。

○小田部説明員 今までのカンボジア側からきておりますことは、もちろん相対的なこの専門家を送って先方を指導しなければなりませんけれども、移民がおもであるということではなくて、むしろ日本式の機械とか日本式の種とか、そういうふうなもの向うに教えるのもいいというふうな考え方でカンボジア側はおります。

○松本(七)委員 カンボジアは最近中国との関係はどういうふうな事になっておるのでしょうか。

○小田部説明員 カンボジアは中共も承認しております。ですから、中共からカンボジア側に相当の経済援助が来ております。たとえば、一九五六年に八百萬ポンドを無償提供することになりまして、それに基きまして繊維製品、セメント、金属製品などを中共からカンボジア側に出しております。カンボジアは御承知の通り政治的には中立政策をとっております。

○松本(七)委員 プラントの輸出はどうでしよう。カンボジア側から言えは輸入ですね。

○小田部説明員 今までのところの情報では、別に中共からプラント物の輸出が行つておるといふような情報を受けておりません。

○松本(七)委員 借款は。

○小田部説明員 一九五六年に八百萬ポンドを無償提供するという事になっております。当方で知つておるのは、今のところそれだけでございまして。

○松本(七)委員 この協定は直接方式がとられておつて、民間の当事者が直接契約を結んでやることになっておるわけですが、政府の指導というのか、何か介入する余地は全然ないのでしょうか。政府の指導はどうなんでしょうか。

○小田部説明員 この協定は、ほかの賠償協定、それからラオスに対する経済協力協定と同じように、直接方式でありまして、政府は、カンボジアの当局では計画省が当る所でございまして、計画省と日本人の業者とが作つてきましたものを、それが果してこの協定及び細目協定によりまするものに合つていふかどうかということを確認いたしました。そして、それに基いて認証して金を支払うということになっておりました。その間政府が介入する余地は、一番最初にカンボジア側と、それではどういふふうな農業センターを作るか、どういふセンターを作るか、もし金が余つたならば、どういふふうなものをカンボジア側が望むか、そういうふうな事を協議するということで大體とどまっております。

○松本(七)委員 農業技術センターには巡回診療班が含まれておるのですか、カンボジアとしては、そういうふうな事情はありませんか。

○小田部説明員 今カンボジア側の病院は、フランスの経済援助でポンペイ市に病院建設をしております。そしてカンボジア側といたしましては、今の需要から言いますと、病院建設よりむしろ専門家が足りないというふうなことがおもな理由だと思つて、それで、この交渉になりましてからは、向うの要望で診療者ということになっております。

○櫻内委員長 前回の松本委員の御質疑に政府側から答弁のため発言を求められておりましたので、これを許します。藤崎参事官。

○藤崎説明員 外国人が兵役を志願した場合に、国際法上どういふ取扱になるか、また日本及びユーゴスラビアの国内法上どういふ取扱になるかという御趣旨であったと存じますが、第一に、国際法上はこの問題について、何も規律したものはいません。と申しますのは、国際協定でそういう規

定を置いたものがなく、また慣習法としても原則として確立したところがないという意味でございます。

次に、日本の場合は兵役はないわけでございますが、自衛隊員、警察官その他一般に官吏について、特に日本国籍を必要とする旨の国内法の明文の規定はございません。しかしこれは、官吏であるには原則として日本国籍を必要とすることは当然のことであるから、明文を設けてなかったのである。そういうふうな法理上解釈されております。

第三に、ユーゴの国内法につきましては、在京ユーゴ大使館に照会いたしましたけれども、どうもはっきりわからないというところでございます。私も想像するには、一般にフランスのような例外はございませぬけれども、各国とも外国人を軍隊に採用しているところはあまりないのじゃないかと思っております。おそらくユーゴもさようではないかと想像いたします。そういうことで御了承をいただきますと存じます。

○松本(七)委員 日本は戦力を保持することができないので、国民が個人として外国の軍隊に加入するのを禁止しているわけですが、フランスはむしろ外人部隊というものを公けに認めているわけですが、外国の法律でも外人を軍隊に入れることを禁止しているところがあるかというところが、積極的に禁止しているところがあるか。というのは、さつき日本の例として、官吏なり、あるいは自衛隊員、あるいは将来軍隊ができれば軍隊の兵隊も、日本国籍を持った人で構成されるのだから、外国人はできないのだ、こういう解釈をされるわけでしょう。

○松本(七)委員 御質問の趣旨はよくわかっておるのでございますが、日本の例で申し上げましたように、法令に何ら明文の規定がなくても、そういう建前になっておるといふ場合もあるわけでございます。諸外国でも、法令上、別に外国人は兵隊に採用してはいけないという明文の規定がなくても、そういうことはしないというところも想像できるわけでございます。私が最初に申し上げましたのは、今おっしゃいましたように、大体各国とも顕著な例外を除いて、外国人が兵役に入ることには認めていないのじゃないかと申しておるわけでありませぬ。その結果、かりに日本の憲法上、日本人が外国の軍隊に志願して入ることが自由になっているといつても、向うでは編入できないということになるわけでございます。

法九条は、日本国が国として陸海空軍その他の戦力を保持することができない。この規定してございますので、国民が外国の軍隊に加入するかどうかというところは関係がない。こういうふうな考えをしております。

○松本(七)委員 日本は戦力を保持することができないので、国民が個人として外国の軍隊に加入するのを禁止しているわけですが、フランスはむしろ外人部隊というものを公けに認めているわけですが、外国の法律でも外人を軍隊に入れることを禁止しているところがあるかというところが、積極的に禁止しているところがあるか。というのは、さつき日本の例として、官吏なり、あるいは自衛隊員、あるいは将来軍隊ができれば軍隊の兵隊も、日本国籍を持った人で構成されるのだから、外国人はできないのだ、こういう解釈をされるわけでしょう。

○藤崎説明員 私の言い方が悪かったかもしれないですが、フランスのような顕著な例もあるけれども、一般にはそういうことはやらないんじゃないかろうかという想像をしていて申し上げたのでございまして、アングロサクソンの国ではどうなっているか。私はおそらくは外人部隊というものはないよ、うに思いますけれども、はっきり証拠を出せとおっしゃると、申し上げられないのです。

○松本(七)委員 日本は戦力を保持することができないので、国民が個人として外国の軍隊に加入するのを禁止しているわけですが、フランスはむしろ外人部隊というものを公けに認めているわけですが、外国の法律でも外人を軍隊に入れることを禁止しているところがあるかというところが、積極的に禁止しているところがあるか。というのは、さつき日本の例として、官吏なり、あるいは自衛隊員、あるいは将来軍隊ができれば軍隊の兵隊も、日本国籍を持った人で構成されるのだから、外国人はできないのだ、こういう解釈をされるわけでしょう。

○松本(七)委員 御質問の趣旨はよくわかっておるのでございますが、日本の例で申し上げましたように、法令に何ら明文の規定がなくても、そういう建前になっておるといふ場合もあるわけでございます。諸外国でも、法令上、別に外国人は兵隊に採用してはいけないという明文の規定がなくても、そういうことはしないというところも想像できるわけでございます。私が最初に申し上げましたのは、今おっしゃいましたように、大体各国とも顕著な例外を除いて、外国人が兵役に入ることには認めていないのじゃないかと申しておるわけでありませぬ。その結果、かりに日本の憲法上、日本人が外国の軍隊に志願して入ることが自由になっているといつても、向うでは編入できないということになるわけでございます。

それと同じように、外国でも国内法でそういう解釈ができる法律がありはしないか。たとえば一切の官吏なり軍人は、その国の国籍を持った人でなければいかにぬという建前をとってれば、それは日本人だ、受け入れられなくなるのだから、幾ら日本人が個人として入れるという建前をこつち側がとつても、向うが受け入れなければ意味がない。そのところを聞いておるのです。

○藤崎説明員 御質問の趣旨はよくわかっておるのでございますが、日本の例で申し上げましたように、法令に何ら明文の規定がなくても、そういう建前になっておるといふ場合もあるわけでございます。諸外国でも、法令上、別に外国人は兵隊に採用してはいけないという明文の規定がなくても、そういうことはしないというところも想像できるわけでございます。私が最初に申し上げましたのは、今おっしゃいましたように、大体各国とも顕著な例外を除いて、外国人が兵役に入ることには認めていないのじゃないかと申しておるわけでありませぬ。その結果、かりに日本の憲法上、日本人が外国の軍隊に志願して入ることが自由になっているといつても、向うでは編入できないということになるわけでございます。

○松本(七)委員 その顕著な例としてフランスだけですか、外国人を軍隊なんかに入れるのは。

○藤崎説明員 私が承知しておるだけでは、その通りでございます。

○戸叶委員 関連質問。よその国の人を採用してはいけないというふうなことがなくても、大体採用しないという

ふうなことでございましてけれども、私も記憶が間違っていたら訂正していただきたいと思っておりますが、三年前に前に、アメリカに季節移民というのがあったのです。その場合に、この季節移民でいく人に対しては、もしも向うのいわれた条件に服しない場合には、軍隊に入ってもらおうのだというふうな条件があったというふうなことを、私は季節移民のある逃げた人から聞いたわけでございますけれども、そういうことは間違いないと思っております。○藤崎説明員 私も、私の知っている限りで申し上げておるわけでございます。今、今の御質問の点もよく調べなくちゃいけませんけれども、法律上は免除されるということが明文でなくて、実際にはされないということがあつたわけでございます。今同様から聞いたところでは、アメリカあたりもドラフトはされる建前になっておるけれども、実際にはされないのだというふうな事情だそうでございます。

○戸叶委員 そうすると、大事な問題ですから伺っておきたいのですが、たとえば今みたいな場合、季節移民なんかの場合で、もしも自分たちの出した条件に従わないときには、アメリカの軍隊に参加してもらおうのだというふうな契約書が何か署名をさせられるというふうなことは、一体可能なものなんでしょうか。そういうことをしてもいいものでしょうか。私はその当時そのことを聞いて、これは大きな問題じゃないかならうかと思つていた疑念が今出てきたものだから、ちょっと確かめておきたいと思つております。

○藤崎説明員 その点はどうも少し文書なり何なり調べていただいて明確な答えをいただきたいと存じます。

○戸叶委員 調べておいていただきたい。

○松本(七)委員 法制局に伺いたいのですが、その日本人は個人として外国の軍隊に入るとは、憲法上は許されておるのだということになりますと、これは政策の問題は別として、たとえばアメリカ軍が日本人の志願兵を募集する政策をとつたとする。それは在日米軍でも何でもよい。その行動する範囲もまたそこで問題になるでしょうが、そういう場合に、日本人が個人としてこれに参加することは憲法上は許されておるといふことですね。

○松本(七)委員 先ほどお答え申しました通り、憲法上の問題といたしましては、米軍に加入するということとは関知しない、すなわち規定がないということでございます。

○松本(七)委員 可能だということですね。

○松本(七)委員 可能だということですね。

○松本(七)委員 可能だということですね。

○松本(七)委員 可能だということですね。

○松本(七)委員 可能だということですね。

○松本(七)委員 可能だということですね。

○松本(七)委員 可能だということですね。

○松本(七)委員 可能だということですね。

○松本(七)委員 可能だということですね。

○松本(七)委員 可能だということですね。

○松本(七)委員 可能だということですね。

○松本(七)委員 可能だということですね。

○松本(七)委員 可能だということですね。

○松本(七)委員 可能だということですね。

○松本(七)委員 可能だということですね。

○松本(七)委員 可能だということですね。

決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻内委員長 御異議なしと認めます。よって本案は可決すべきものと決しました。

関税及び貿易に関する一般協定、カンボディアとの協力協定、ユーゴスラヴィアとの通商航海条約の三件については質疑を終了したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻内委員長 御異議なければこれにて三件に対する質疑は終了いたしました。

以上三件については、別に討論の申し出もございませんので、直ちに採決いたします。

三件はいずれもこれを承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻内委員長 御異議なしと認めます。よって本件は承認するに決しました。

なお、ただいま議決いたしました四件に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻内委員長 御異議なければさよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十分散会

〔参照〕

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)に関する報告書

関税及び貿易に関する一般協定の新

第三表(ブラジルの譲許表)の作成のための交渉に関する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第六号)に関する報告書
日本国とカンボディアとの間の経済及び技術協力協定の締結について承認を求めるの件(条約第七号)に関する報告書
日本国とユーゴスラヴィア連邦人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件(条約第八号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕